

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省25-19)

政策分野名 【施策名】	農林水産分野の地球環境対策			担当部局名	大臣官房環境政策課 【国際部・消費・安全局、食料産業局、生産局、農村振興局、技術会議事務局、林野庁、水産庁】
政策の概要 【施策の概要】	<p>地球温暖化対策については、当面の地球温暖化対策に関する方針に基づき(「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の成立した後は、「当面の地球温暖化対策に関する方針に基づき」を次に修正:「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策計画の達成に向けて」)、森林吸収源対策や農林水産分野の排出削減対策の着実な実施を図るとともに、地球温暖化による農林水産業への影響に対応するための適応策、さらにこれらに関する我が国の農林水産技術を活用した国際協力の取組を推進する。</p> <p>生物多様性については、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能な利用を推進するための指針としている農林水産省生物多様性戦略(注1)に基づき、生物多様性の保全を重視した農林水産施策を総合的に展開する。</p>			政策評価体系上の位置付け	横断的に関係する政策
政策に関する内閣の重要政策	<p>当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日) (「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の成立した後は、「当面の地球温暖化対策に関する方針」を「地球温暖化対策計画(平成〇〇年〇〇月〇〇日)」に修正する。)</p> <p>生物多様性国家戦略(平成24年9月28日) 食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日) ○第3・4 (1) ③地球環境問題への貢献</p>			政策評価 実施予定期	平成25年8月
政策手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額) 23年度 [百万円]	24年度 [百万円]	25年度 当初予算額 [百万円]	政策手段の概要等	
(1) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成16年)	-	-	-	<p>当該法律に基づいて、遺伝子組換え農作物について、生物多様性への影響に関する科学的な評価を実施し、問題のないものののみの輸入・流通・使用等を承認する等を実施。 これにより、我が国の生物多様性保全に寄与する。</p>	
(2) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年)	-	-	-	<p>原材料生産者と燃料製造業者が連携した取組に関する計画及び研究開発に関する計画を国が認定する制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し、税制や金融上の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用が促進され、地球温暖化対策に寄与する。</p>	
(3) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年)	-	-	-	<p>全国的に、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入を促進する措置を講じ、環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保を図る。 持続性の高い農業生産方式の導入を促進することにより、農地に炭素(CO₂)を貯留する嘗農活動や温室効果ガス排出量を削減した嘗農活動の取組拡大が図られるため、地球温暖化対策に寄与する。さらに、適切な農業生産が行われるため、生物多様性に寄与する。</p>	
(4) 有機農業の推進に関する法律(平成18年)	-	-	-	<p>有機農業の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を規程。有機農業者や消費者等に対して有機農業の推進に関する施策を総合的に講じることにより、生物多様性に寄与する。</p>	
(5) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成20年)	-	-	-	<p>鳥獣による農林水産被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進する。被害防止計画を定めた市町村及び計画に基づき鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村に対し、必要な支援措置を実施することにより生物多様性に寄与する。</p>	
(6) 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成23年)	-	-	-	<p>地域における多様な主体が連携して行う生物多様性の保全のための活動を促進する措置等を講ずる。</p>	
(7) 森林病害虫等防除法(昭和25年)	-	-	-	<p>森林病害虫等防除法に基づく各種防除措置等の実施。 本法に基づき、47都道府県において、森林の保全を図るため松くい虫被害対策をはじめとした森林病害虫等の防除を実施することにより、森林病害虫等の被害の防止により、地球温暖化対策の推進に寄与する。</p>	

(8) 国有林野の管理経営に関する法律 (昭和26年)	—	—	—	国有林野の適かつ効果的な管理経営を確保するため、計画的な実施を図る。 本法に基づき、土壤の保持や保水機能を重視する森林や、多様な樹種や階層からなる森林、木材の安定的かつ効率的な供給が可能となる森林等を整備することにより、国有林野の公益的機能の維持増進が図られ、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	—
(9) 森林法(保安施設地区制度) (昭和26年)	—	—	—	保安施設事業の実施により、山崩れ、土石流等による被害の防止・軽減を図る。 山崩れ、土石流等による被害の防止・軽減を図るために保安施設事業を実施することにより、森林の山地災害防止機能等が確保され、海岸林・防風林等を指定・管理し、山地災害等の防止により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	—
(10) 森林法(保安林制度) (昭和26年)	—	—	—	保安林の指定により、森林の有する水源涵養、土砂崩壊やその他の災害の防備等の保安機能の確保を図る。 森林の有する水源涵養、土砂崩壊やその他の災害の防備等の保安機能の確保を図るために保安林の指定を行うことにより、森林の山地災害防止機能等が確保され、海岸林・防風林等を指定・管理し、山地災害等の防止により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	—
(11) 森林法(林地開発許可制度) (昭和26年)	—	—	—	保安林以外の民有林における水源の涵養、災害の防備等に支障を及ぼす開発行為の適正化を図る。 森林の有する公益的機能の阻害しないよう保安林以外の民有林における水源の涵養、災害の防備等に支障を及ぼす開発行為の適正化を図ることにより、森林の山地災害防止機能等が確保され、海岸林・防風林等を指定・管理し、山地災害等の防止により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	—
(12) 分収林特別措置法 (昭和33年)	—	—	—	分収方式による造林及び育林を促進し、適切な森林整備を一層推進。 本法に基づき、適切な森林整備を実施することにより、水土保全機能の維持向上し、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	—
(13) 地すべり等防止法 (昭和33年)	—	—	—	地すべり防止工事の実施により、地すべりによる被害の防止・軽減を図る。 本法に基づき、地すべり防止工事を実施することにより、山地災害等の防止により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	—
(14) 森林法(森林計画制度) (昭和39年)	—	—	—	長期的視点に立って、森林資源の保続培養と森林生産力の増大を図りながら、森林のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう、森林の整備・保全の計画的な実施を図る。 本法に基づき、地域関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、森林計画制度の下、その機能を十分発揮できるよう森林の整備・保全を推進することにより、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	—
(15) 林業種苗法 (昭和45年)	—	—	—	優良種苗の供給を確保するために優良な採取源の指定、生産事業者の登録、種苗表示の適正化を図ることにより、水土保全機能の維持向上し、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	—
(16) 林業・木材産業改善資金助成法 (昭和51年)	—	—	—	無利子の林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進。本法に基づき、各都道府県において、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施することにより、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	—
(17) 森林組合法 (昭和53年)	—	—	—	森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図るため、組合に対して、その行う事業を通じ森林の施業、経営など森林の適正な管理のための事業、総会の開催、定款など管理運営に係る業務に対する指導、助言を実施し、森林所有者の協同組織の発展を促進する。 このことにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	—
(18) 森林の保健機能の増進に関する特別措置法 (平成元年)	—	—	—	公衆の保健の用に供することが相当と認められる森林について保健機能の増進を図るために森林施業等の促進を図る。 森林の保健機能の増進を図るべき森林として、市町村森林整備計画に「保健機能森林」の区域を設定し、当該区域の森林整備等を行うことにより、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	—
(19) 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律 (平成7年)	—	—	—	緑の募金の健全な発展を図るために必要な措置を定めること等により、国民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図り、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	—
(20) 林業労働力の確保の促進に関する法律 (平成8年)	—	—	—	林業労働力の確保を促進するため、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講じる。 このことにより林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定が進み、人材の育成・確保、林業労働安全の向上により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	—

(21) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法 (平成8年)	—	—	—	木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るため、木材安定供給確保事業計画、木材安定供給確保支援法人による支援等特別な措置を講ずることにより、国産材の供給・利用量の拡大により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	—
(22) 高性能林業機械化促進基本方針 (平成12年)	—	—	—	健全な森林の整備を推進していくため、高性能林業機械の開発・改良や高性能林業機械作業システム構築等を推進。 健全な森林の整備を推進していくため、「森林整備効率化支援機械開発事業」等の実施により、高性能林業機械の開発・改良等を推進することにより、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	—
(23) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律 (平成22年)	—	—	—	木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する公共建築物における国内で生産された木材その他の木材の利用の促進に関する基本方針について定めるとともに、公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制を整備する等の措置を講ずる。 同法の規定に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を公表。また、あらゆる機会を通じ地方公共団体等への説明会を開催するなど法律の周知・徹底、さらに、関係省庁連絡会議や副大臣会議等において、各省各庁に積極的に公共建築物等への積極的な木材利用を要請することにより、木材需要の高まりが期待され、国産材の供給・利用量の拡大により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	—
(24) 森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略 (平成24年)	—	—	—	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 平成24年9月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総研、都道府県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	—
(25) 農林水産分野における地球環境対策推進手法開発事業 (平成23年度) (主)	35 (35)	41 (36)	49	温室効果ガス排出量の算定方法を我が国の実態に即したものに改善するとともに、農林漁業者の努力により達成した温室効果ガス削減量等の効果的な表示・活用方法を検討する。 また、農林水産分野における生物多様性保全効果の発揮、民間による支援活動の拡大推進のため、農林水産分野に対応した、民間が生物多様性保全活動を支援する仕組についての検討を行う。	0326
(26) 國際機関を通じた農林水産業協力拠出金 (昭和48年度) (関連:25-4,15)	1,951 (1,951)	1,706	1,563	本事業のうち地球温暖化対策への貢献については、国際熱帶木材機関(ITTO)などの農林水産分野の国際機関と協力し、熱帯林における違法伐採対策の推進等を行うことにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。 生物多様性保全への貢献については、国連食糧農業機関(FAO)や東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)などの農林水産分野の国際機関と協力し、植物遺伝資源の利活用が円滑に行われるための協力関係の構築や漁場環境整備による水産資源回復の推進、里海型漁業管理システムの構築など生態系に配慮した持続的漁業の推進等を行うことにより生物多様性の保全に寄与する。	0065
(27) 水産業再生プロジェクト (平成23年度) (関連:25-18)	141 (139)	433	442	研究独法、大学、企業等の研究機関からなる研究グループに委託して、次の技術等を開発。 ①赤潮等の発生と海洋微生物群の関係を解明し、微生物相に基づく漁業被害の発生予測・予測技術の開発 ②天然稚魚に依存しているウナギ、クロマグロ、ブリ類について、高品質な人工稚魚を安定的に大量供給する技術の開発 ③減少を続ける沿岸資源(アサリ、アワビ、カレイ類等)の生産量を、生態系ネットワークの実証と修復により、増加に導く技術の開発 このことにより、沿岸漁業資源の回復と養殖生産の安定化を実現し、水産物の安定供給と持続可能な水産業の確立に寄与する。	新25-0055
(28) 地域資源を活用した再生可能エネルギーの生産・利用のためのプロジェクト (平成24年度) (関連:25-18)	—	599	545	研究独法、大学、企業等の研究機関からなる研究グループに委託して、①草本を利用したバイオエタノールの低コスト・安定供給技術の開発、②林地残材を原料とするバイオ燃料等の製造技術の開発、③微細藻類を利用した石油代替燃料等の製造技術の開発、④施設園芸における熱エネルギーの効率的利用技術の開発等を実施する。 このことにより、バイオ燃料や熱エネルギーを効率的に生産・利用するための技術を開発し、地球温暖化への対応とバイオマスの利活用に寄与する。	0320
(29) 気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のためのプロジェクト (平成22年度) (関連:25-18)	1,446 (1,445)	1,282	1,262	研究独法、大学、企業等の研究機関からなる研究グループに委託して、①我が国の温室効果ガス排出量削減に果たす農林水産分野の役割の向上、②アジア地域における農林業からの温室効果ガス排出削減、③我が国の農林水産物の収量・品質の安定化に貢献する技術を開発する。 農林水産業による気候変動への影響緩和技術と気候変動に対応した品種・生産安定技術を開発することにより、地球温暖化への対応、開発途上地域の農林水産業の技術向上に寄与する。	0310
(30) 輸入栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体検査対策事業委託費 (主)(平成24年度)	—	16	14	本事業では、海外の論文情報やデータベースから、導入遺伝子、宿主特定のために不可欠な遺伝子情報を収集し、これらの情報を基に検査用試薬を作成し、検査法を開発するとともに、国際的なガイドラインに則った検査法を確立するための検証試験を行う。 このことにより、国際的にも通用する検査法を確立し、必要に応じて速やかに水際検査を実施することによって、未承認遺伝子組換え体の我が国の生物多様性への影響を防止し、我が国の生物多様性保全に寄与する。	0328
(31) 農業用排水施設の整備・保全 (直轄) (昭和24年度) (関連:25-7)	43,263 (51,852)	63,579	50,982	農業生産基盤等の整備を計画的かつ着実に推進する基本計画の策定、基礎技術や環境保全等に関する調査。 上記に関する調査の地球環境対策について、基盤整備による農地への炭素貯留量や炭素貯留の効果にかかる算定手法を明らかにするとともに、気候変動による農業生産基盤への影響に対する対応手法を明らかにすることで、地球温暖化対策にも貢献する新たな技術の導入の推進に寄与する。 また、環境との調和に配慮した農業生産基盤整備を効率的に実施するために必要な農村地域の生物相情報の整備や生息環境の保全技術等の開発を行うことで、生物多様性の保全に寄与する。	0120

(32) 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 (平成24年度) (関連:25-9、11)	-	812	1,010	農村地域における小水力等の利活用を積極的に支援し、農業水利施設の適切な機能発揮を図るとともに、農山漁村の新たな付加価値を創出するコミュニティの形成を通じた農村の地域資源の有効活用と低炭素社会の実現を図る。 小水力等の利活用を促進することにより、CO2の排出削減が図られることにより、地球温暖化対策に寄与する。	0162
(33) 農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:25-6、7、11、12、17)	25,669 の内数 (77,106 の内数)	164,559 の内数	91,357 の内数	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。	0117
(34) 農地・水保全管理支払交付金 (平成23年度) (関連:25-11)	21,159 (20,078)	24,695	28,163	地域共同による農地・農業用水等の保全管理活動や施設の長寿命化のための活動等を支援するとともに、集落を支える体制を強化する。 農地・農業用水等の資源を地域共同で保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する取組を行う集落を支援することにより、生物多様性の保全に寄与する。	0171
(35) 生産環境総合対策事業のうち農業生産地球温暖化対策推進事業 (平成25年度) (関連:25-8)	-	-	212	・全国の農地において、土中炭素量等の調査を実施 ・他分野で製品化・実用化されている省エネ・省資源技術の農業転用について、公的機関と民間企業等との共同検証を支援 ・温室内効果ガス排出量を削減した営農活動を支援することなどにより、地球温暖化対策に寄与する。	新25-0008
(36) 生産環境総合対策事業のうち有機農業総合支援事業 (平成19年度) (関連:25-8)	104 (104)	67	49	有機農業への参入支援のための事例の調査・分析、有機農業の標準的栽培技術の体系化、有機農産物の価値理解促進等の取組を推進する。 有機農業は、化学肥料及び農薬を使用しないこと等を基本としていることから、生物多様性保全に寄与する。	0133
(37) 環境保全型農業直接支援対策 (平成23年度) (関連:25-8)	2,909 (1,204)	2,643	2,644	・農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動(カバーコロップ、有機農業、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用)に取組む場合、支援を実施 ・上記の営農活動のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とするた地域特認取組(冬期湛水、リビングマルチ、草生栽培、バンカーブランツ、江の設置等)の支援を実施 農地に炭素(CO2)を貯留する営農活動や温室効果ガス排出量を削減した営農活動の取組拡大が図られるため、地球温暖化対策に寄与する。また、多様な生物をはぐくむ営農活動の取組拡大が図られるため、生物多様性に寄与する。	0136
(38) 飼料増産総合対策事業のうちエコフィード緊急増産対策事業 (平成20年度) (関連:25-2)	100 (85)	67	57	TMRセンター等における食品残さの飼料利用拡大や食品残さを飼料化するための適切な分別方法を普及する取組に対し支援する。 環境に配慮した地域未利用資源の利用拡大、エコフィードの生産拡大を図る等により、地球温暖化防止に寄与する。	0040
(39) 産地活性化総合対策事業 (平成22年度) (関連:25-1、2、5、8)	12,185の 内数 (4,064の 内数)	5,288の内 数	2,271の内 数	・産地での研修会の開催や取組に必要な分析・実証、取組を支援するソフトウェアの活用、産地基盤施設・分析機器の整備等によりGAPの導入を支援。 ・有機農業による産地の安定供給力、産地販売力、有機農業者育成力の強化等の取組を支援することにより、化学肥料及び農薬を使用しないことを等を基本とする有機農業の取組が拡大することから、生物多様性保全に寄与する。	0042
(40) 鳥獣被害防止総合対策交付金 (平成20年度) (関連:25-11、12、17)	11,283 (10,751)	9,500	9,500	市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害対策を支援。 また、県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策及び人材育成を支援。 被害防止計画を策定し、効果的な被害防止対策を行う市町村数を増やすことにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与する。	0165
(41) 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業 (平成22年度) (関連:25-9)	1,786 (521)	1,387	361	農林漁業・農山漁村に関連する豊富な資源を活用する農林漁業者や異業種・異業態の事業者間の連携による農山漁村地域における新事業の創出等を支援する。 この支援措置により、農林水産物や自然エネルギー等の利用促進が図られ、地球温暖化対策に寄与する。	0139
(42) 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 (平成25年度) (関連:25-9)	-	-	165	農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想から運転開始に至るまでに必要となる様々な手続・取組を総合的に支援する。 この支援措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地球温暖化対策に寄与する。	新25-0012

食品産業環境対策推進事業 (43) (平成25年度) (関連:25-9)	-	-	106	食品廃棄物対策を新たなステージへ進展させるため、高付加価値の国産肥飼料化やバイオガス化等の地域活性化につながる新たな食品リサイクルシステムの構築や食品廃棄物等の発生抑制を図るとともに、民間提案を活かした改善の取組等による中小企業にも取り組みやすい地球温暖化・省エネルギー対策の促進を支援する。 この支援措置により、食品製造業に係るCO2排出量の削減が図られ、地球温暖化対策に寄与する。	新25-0014
バイオ燃料生産拠点確立事業 (44) (平成24年度) (関連:25-9)	-	2,166	1,000	新たな情勢変化の下、これまでの実証で明確となった事業化に向けた課題(原料調達、温室効果ガス削減、製造コスト削減、販売)を克服し、地域における国産バイオ燃料の生産拠点の確立を支援する。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、地球温暖化対策に寄与する。	0150
地域バイオマス産業化推進事業 (45) (平成24年度) (関連:25-9)	-	1,064	1,280	地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、地産地消型の再生可能エネルギーの強化と環境に優しく災害に強いまちづくり・まらづくり(バイオマス産業都市)を支援する。 この支援措置により、バイオ燃料等の製造・利用の拡大が図られ、地球温暖化対策に寄与する。	0151
地域森林計画編成事業費補助金 (46) (昭和14年度) (関連:25-12)	169 (166)	169 (149)	169	都道府県に対して森林GISの整備を推進するための空間データ等の整備や集約化等に必要な森林所有者情報の管理体制の整備について支援。 このことにより、森林に関する情報を的かつ効果的に把握・分析し、地域森林計画等に反映できる体制を整備することにより、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	0174
森林病害虫被害対策 (47) (昭和25年度) (関連:25-12)	876 (775)	876 (834)	876	森林病害虫等による被害対策として被害のまん延を防止するため、東北地方の県境付近において農林水産大臣の駆除命令による伐倒駆除等の事業等を実施するとともに、都道府県の行う森林病害虫等の駆除又はそのまん延の防止に関する措置に要する費用の一部を補助し、森林病害虫等の被害の防止により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	0175
治山事業(補助) (48) (昭和26年度) (関連:25-12)	25,295 (30,193)	55,317 (24,255)	23,335	都道府県に対して、山崩れ、土石流等の山地災害の発生源となる荒廃地等の復旧整備、海岸防災林の整備等を支援。 集中豪雨や地震等による山地災害を復旧・防止するため、山腹斜面や溪流を安定させる施設の整備。 また、水源地域等において、水源かん養機能を高めるため、機能の低下した保安林の整備等を実施。 このように、森林の維持・造成を通じ、森林の山地灾害防止機能等の発揮や、機能が低下した海岸林・防風林の回復等により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	0176
森林整備事業(補助) (49) (昭和26年度) (関連:25-12)	25,518 (29,018)	25,244 (24,528)	25,079	植付け、下刈り、間伐といった森林の整備や、間伐等の実施に必要となる路網の整備等に対しての補助。 国土の保全や水源のかん養といった水土保全機能、生物の生息・生育の場としての生態系を保全する機能及び林産物を供給する機能等国民のニーズに応じた森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、森林吸収量1,300万炭素トンの達成に向けて、間伐や針広混交林化等による水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	0177
保安林整備事業委託費 (50) (昭和27年度) (関連:25-12)	318 (313)	308 (300)	333	都道府県に対し、農林水産大臣が行う保安林の指定・解除の事務等に必要な経費を委託。 このことにより、森林法に基づく保安林制度の適切かつ円滑な運用を図るため、民有保安林の整備・管理を実施し、その機能の保全を図ることにより、周辺の森林の山地灾害防止機能等が確保され、機能が低下した海岸林・防風林等の回復率が向上、山地灾害等の防止により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	0178
保安林及保安施設地区補償金 (51) (昭和34年度) (関連:25-12)	162 (116)	154 (117)	126	保安林等の指定に伴い森林所有者等が受けける損失に対し農林水産大臣が支払う補償金。 森林法に基づく保安林の指定は、公権をもって伐採制限を課すことにより、森林所有者等の財産権を制約することとなるものであることから、本措置により、保安林等の指定することで、森林の山地灾害防止機能等が確保され、海岸林・防風林等を指定・管理し、山地灾害等の防止により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	0179
森林整備事業(独法) (52) (昭和36年度) (関連:25-12)	23,715 (34,412)	25,026 (25,026)	23,952	県域を越えた流域全体の水源林造成を行い、生産条件の不利な中山間地域の保全・整備の推進等の補助。 土地所有者自身による森林整備が困難な奥地水源地域において、独立行政法人森林総合研究所が森林を造成し、国民生活に不可欠な水の安定供給や国民の生命・財産を脅かす土砂の流出・崩壊の防止に寄与することで、県域を越えた下流域全体における「緑のダム」機能を確保。また、生産条件の不利な中山間地域の保全・整備の推進等。 本事業の実施により、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	0180
保安林整備事業費等補助金 (53) (昭和37年度) (関連:25-12)	44 (32)	41 (31)	34	保安林指定に伴い森林所有者等が受けける損失に対し都道府県が支払う補償金等への補助を行う。 このことにより、森林法に基づく保安林制度の適切かつ円滑な運用を図り民有保安林の整備を実施し、その機能の保全を図ることによって、水源のかん養、災害の防備等安全かつ快適な国民生活の安定向上等、森林の山地灾害防止機能等が確保され、海岸林・防風林等を指定・管理し、山地灾害等の防止により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	0181
森林経営計画認定事業委託費 (54) (昭和44年度) (関連:25-12)	4 (1)	4 (2)	4	森林経営計画の認定を農林水産大臣が行う場合、必要な現地調査等を国に替わって、都道府県に委託して実施。 本措置により、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	0182

(55) 森林吸収源インベントリ情報整備事業 (平成18年度) (関連:25-12)	362 (361)	338 (333)	312	京都議定書に基づく森林吸収量の算定・報告に必要な基礎データの収集・分析を行うとともに、2013年以降の次期約束期間での吸収量算定手法の開発等を行う。 国際約束である我が国の温室効果ガスの排出削減目標達成のために必要不可欠な事業であり、京都議定書目標達成計画に基づく森林吸収量の把握を通じて、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	0185
(56) 森林環境保全総合対策事業 (平成21年度) (関連:25-12)	267 (265)	167 (167)	119	生物多様性基本法や森林・林業基本法の規定等に基づき、森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けて的確に対応とともに、多様で健全な森林環境の保全のための施策を総合的に推進するため、森林の保護・管理に係る技術開発や野生鳥獣被害対策技術の開発等の課題に取り組む民間団体に対し、事業の実施に必要となる所要額について、補助金を交付する。(民間提案公募型補助事業) このことにより、多様で健全な森林環境の保全を図るために施策を総合的に推進するための情報の収集・分析・技術の開発等が実施され、各課題の解決に貢献することにより、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用、森林病害虫等の被害の防止により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	0191
(57) 森林生態系多様性基礎調査事業 (平成22年度) (関連:25-12)	304 (298)	261 (259)	326	我が国の森林全域を対象とした生態系の多様性に係るマクロ的な調査及びデータ分析技術の開発を実施。 全国の森林を対象とした生態系の多様性に係るマクロ的な調査及びデータ分析技術の開発を実施することにより、生物多様性の保全、地球温暖化の防止等に配慮した水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	0194
(58) REDD推進体制緊急整備事業 (平成22年度) (関連:25-12)	270 (267)	176 (175)	154	途上国の森林減少・劣化の抑制や森林の保全等の取組を推進する総合的な技術拠点を国内に設置し、技術や知見の集積を図り、REDDプラスをはじめとする途上国における森林保全の実践的な取組を行える技術者等の人材育成を行い、森林減少・劣化に対する国内体制の整備を図る。本事業を通じて、途上国でREDDプラスに取り組む技術者等の育成、REDDプラスに関する技術や知見の集積が図られ、開発途上国における持続可能な森林経営の推進により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	0196
(59) 市町村森林所有者情報整備事業 (平成24年度) (関連:25-12)	—	124 (108)	190	森林の土地所有者となった旨の届出等に対応する森林所有者情報の管理に必要なシステムの整備を推進とともに、市町村森林整備計画を地域の森林・林業のマスター・プランとして高度に機能させるため、森林所有者情報とリンクした森林資源情報の整備や調査等に対して支援。 本支援により、森林の土地の所有者となった旨の届出等に対応する森林所有者情報の管理に必要なシステムの整備を推進し、市町村森林整備計画の適切な策定等に必要な森林情報の整備等を図り、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営など森林の多面的機能に応じた森林整備の計画的な推進により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	0201
(60) 日本の森林づくり・木づかい・国民運動総合対策事業 (平成24年度) (関連:25-12、14)	—	108 (108)	88	国民参加の森林づくりの推進や、木を使うことが森林の整備や林業の振興に結びつくことへの理解の醸成を一層効果的かつ効率的に行い、森林整備の推進や地域材等の森林資源の利用を拡大するための国民運動を展開。 本支援により、森林づくり活動や木づかい運動等の総合的普及啓発や国民の参加・体験・学びを促進することにより、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進、国産材の供給・利用量の拡大により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	0202
(61) 治山事業(補助) (復興関連事業) (平成23年度) (関連:25-12)	1,345 (172)	623 (1,339)	144	東日本大震災で被災した海岸防災林の復旧・再生や山腹崩壊地の復旧を実施。 本事業により、森林の再生を通じた被災地域の早期復興を図り、森林の山地災害防止機能等の発揮や、機能が低下した海岸林・防風林等の回復により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	0204
(62) 特用林産物経営安定化・消費拡大総合対策事業 (平成23年度) (関連:25-12、13)	33 (33)	27 (27)	23	民間団体に対し、消費者の信頼を確保するとともに、生産者の生産・販売力の強化による経営の安定化・高度化及びこの生産に必要な資材の安定供給に向けた取組に必要な経費を支援。 このことにより、特用林産の振興が図られ、就業機会が増大するとともに、きのこの生産過程において、木材や林間等山村地域資源を活用することにより、全国の振興山村地域の中から抽出した市町村に対し、(1)新規定住者数、(2)交流人口、(3)地域産物等販売額の指標のうちいずれかを満たす市町村の割合及び施業集約化等の推進により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	0216
(63) 森林施業プランナー実践力向上対策事業 (平成24年度) (関連:25-12)	—	98 (0)	180	民間団体に対し、森林経営計画作成・提案型集約化施業の中核を担う森林施業プランナーと林業事業体の組織としての実践力向上を図るため、プランナーに必要なスキルを習得するための研修、森林経営計画の作成や施業集約化について広範な林業事業体で取り組まれるようにするためのワークショップの開催、林業事業体の実践体制の評価、森林施業プランナーの資格認定制度の普及・評価等の取組に必要な経費を支援。 このことにより、森林施業プランナー及び林業事業体の実践力が向上し、森林施業プランナーの認定人数、森林経営計画の作成率の増加により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	0219
(64) 先進林業機械開発促進事業 (平成24年度) (関連:25-13)	—	45 (45)	45	我が国で普及している機械とは異なる先進的なコンセプトを有し、地形や林況、地質等に適した林業専用のベースマシンの開発や複数の機能を有した機械(伐倒と集材などの)の開発等について支援。 このことにより、利用期を迎えるある森林資源の循環的な利用を図り、公益的機能の高度発揮に向けた森林整備と持続的な森林経営を進めていくため、先進的な機能を持ち、かつ我が国の実状に合致した林業機械を導入を促進し、これを核として、これまでより一層効率的で、低コストな作業システムを確立・普及することにより、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上等により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	0221

地域材供給倍増事業 (平成23年度) (関連:25-14)	856 (839)	1,018 (999)	554	木材自給率50%以上を目指し、木材産業活性化、公共建築物等への地域材の利用促進の取組を支援。 森林・林業基本計画に掲げる平成32年の木材自給率50%以上という目標を達成し、木材の利用拡大による森林の適切な整備や地球温暖化防止への貢献を実現するため、木材産業の活性化とともに、「公共建築物等木材利用促進法」の着実な推進により住宅のみに依存しない需要構造の構築や、地域材の供給を促進するための実需の拡大を図り、国産材の供給・利用量の拡大により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	0228
地域材利用促進緊急利子助成事業 (平成23年度) (関連:25-14)	180 (26)	220 (87)	290	森林取得や林業施設の整備等に係る公庫資金等の金利負担について利子助成。 林業経営改善計画等の認定を受けた林業者の森林の取得、木材の加工・流通施設の導入等に対する融資の利子助成を行うことにより、森林施業の集約化と木材の加工・流通構造の改革を通じ、地域材の利用促進を図り、国産材の供給・利用量の拡大により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	0229
森林整備事業(直轄) (平成25年度) (関連:25-12)	—	—	53,280	国による直轄事業により、国有林野における間伐や、広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化等の多様な森林整備とそれに必要な路網の一体的整備等を実施。 国土の保全や水源のかん養といった水土保全機能、生物の生育の場としての生態系を保全する機能及び林産物を供給する機能等国民のニーズに応じた森林の有する多面的機能を持続的に發揮させるとともに、森林吸収源対策による算入上限値3.5%（平成25年から平成32年の平均）の確保に向けて、間伐や針広混交林化等による多様で健全な森林の整備を計画的に推進することにより、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	新25-0021
治山事業(直轄) (平成25年度) (関連:25-12)	—	—	24,567	国有林野（一部民有林）において、国による直轄事業により、国有林野における集中豪雨や地震等による山地災害を復旧・防止するため、山腹斜面や溪流を安定させる施設の整備、山崩れ、土石流等の山地災害の発生源となる荒廃地等の復旧等を実施。 本事業の実施により、地域の安全・安心の確保を図る治山対策を推進し、山地災害等の防止により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	新25-0022
国有林野事業 (平成25年度) (関連:25-12、14)	—	—	11,984	国による直轄事業により、国有林野における公益的機能の維持増進に対応した管理経営の推進、総合利用、国民に対する情報提供、国民参加の森林保全活動等の推進、素材（丸太）の生産・販売等を実施。 国民共通の財産である国有林を将来にわたって適切に管理経営を行い、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給等国有林野事業の使命を果たすことにより、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進、国産材の供給・利用量の拡大により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	新25-0023
森林・山村多面的機能発揮対策 (平成25年度) (関連:25-14)	—	—	3,000	地域住民が中心となった民間協働組織が実施する里山林等の森林の保全管理や、広葉樹未利用材の利活用、森林環境教育等山村の活性化に資する取組に対して支援する。 これにより、山村地域の活性化や国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	新25-0024
持続的な森林経営の確立に向けた総合対策 (平成25年度) (関連:25-12、13)	—	—	1,257	森林経営計画の作成や施業の集約化促進のため、市町村等が中心となった協議会が実施する所在不明・不在村者への働きかけ等の取組や、集約化等を進めることで不可欠な既存路網の改良を支援。 本支援により、森林経営計画の作成や適時適切な森林施業が促され、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用、持続的な森林経営など森林の多面的機能に応じた森林整備の計画的な推進や施業集約化等の推進により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	新25-0025
森林情報高度利活用技術開発事業 (平成25年度) (関連:25-12)	—	—	113	デジタル空中写真や森林所有者情報など大量の森林に関する情報を効率的かつ安全に利活用できる次世代情報処理技術を活用した森林情報システムを開発する。 本対策により、効率的かつ安全な森林情報の共有化や、地域のニーズを踏まえた実効性の高い森林計画の作成が可能となり、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	新25-0026
分収林契約適正化事業 (平成25年度) (関連:25-12)	—	—	104	分収林のうち植栽木等の成長が悪い森林や木材の搬出が困難な森林等を対象として、今後も分収林として管理経営するか否かの区分を行い、引き続き分収林として管理経営する森林については、長伐期施業等により多様な林相への転換を図りつつ適正な森林整備を促進する一方、分収益による再造林が見込める森林については、分収林契約を解除し、必要に応じて林業公社等の公的機関と森林所有者との森林施業の長期受託を進めることにより、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	新25-0027
途上国森林減少・劣化防止推進事業 (平成25年度) (関連:25-12)	—	—	91	途上国の森林減少・劣化に由来する二酸化炭素の排出削減等（REDD+）を実施に移していく上で必要となる森林炭素蓄積量の把握のための技術向上支援、先住民への配慮や生物多様性保全といったセーフガードの評価・検証手法の開発・普及に取り組む。 本事業を通じて、森林の状態を定量的に把握する体制の整備や先住民等に配慮した森林減少・劣化を抑制する取組の推進が図られ、開発途上国における持続可能な森林経営の推進により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	新25-0028
苗木安定供給推進事業 (平成25年度) (関連:25-12)	—	—	90	花粉発生源対策や地球温暖化対策、海岸防災林等被災した森林の再生に必要な優良種苗を安定的に供給するための都道府県等の取組に対して支援を行う。 このことにより、花粉発生源対策や地球温暖化防止等に資する森林整備の推進並びに海岸防災林等被災した森林の再生が図られ、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用及び海岸林・防風林等の機能回復により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	新25-0029

(76) 途上国持続可能な森林経営推進事業 (平成25年度) (関連:25-12)	—	—	82	NGO等が海外で植林をする際に必要となる植林候補地の情報提供、貧困問題等から森林が過剰に利用されている地域や鉱物の採掘等によって荒廃した土地周辺の森林の復旧・保全指針の作成、半乾燥地における水収支バランスに配慮した森林造成・管理手法の開発等を行う。 本事業を通じて、NGO等の国際協力の裾野の拡大、植林技術指針の作成や森林管理等の手法の開発が図られ、開発途上国における持続可能な森林経営の推進により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	新25-0030
(77) マツノザイセンチュウ抵抗性品種開発技術高度化事業 (平成25年度) (関連:25-12)	—	—	30	マツ枯れ被害に対応するため、マツノザイセンチュウ抵抗性品種の効率的な判定技術の確立及びより強い抵抗性を有する品種の開発を実施。 マツノザイセンチュウ抵抗性品種の供給・普及を図ることにより、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用、森林病害虫等の被害の防止により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	新25-0031
(78) 森林施業低コスト化促進事業 (平成25年度) (関連:25-12)	—	—	24	造林工程の省力化のための造林機械・技術の開発、作業体系の分析と評価及び低コスト造林等技術の確立・普及のための取組を支援。 このことにより、伐採跡地の確実な更新を図り、水土保全機能や林産物供給機能等の森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、森林の若返りによる吸収源対策の推進やコスト低減による森林経営の採算性を向上させることにより、森林資源の循環利用により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	新25-0032
(79) 森林資源総合利用指針策定事業 (平成25年度) (関連:25-12、14)	—	—	20	再生可能エネルギーが豊富に賦存する山村地域において、森林資源を適正に管理しながら再生可能エネルギー利用を促進し、森林の多面的機能の発揮や山村活性化を図るための森林資源総合利用指針を策定し全国へ普及する。 これにより、森林の多面的機能の発揮、山村地域の活性化、木質バイオマス利用量の増加により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	新25-0033
(80) 「緑の新規就業」総合支援事業 (平成25年度) (関連:25-13)	—	—	6,603	林業分野において有望な人材を確保するため、林業大学校等で必要な知識の習得等を行う青年を支援するとともに、林業従事者が、地域の森林づくりのビジョンに基づき、間伐や道づくり等を効率的に行えるよう、段階的かつ体系的に育成。 このことにより、路網の整備と高性能林業機械の活用による低成本作業システムの下で、効率的な作業が図られることにより、統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等の育成人材、林業労働安全の向上により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	新25-0034
(81) 特用林産物生産継続体制支援事業 (平成25年度) (関連:25-13)	—	—	20	森林組合や林業者の組織する団体等に対し、きのこ原木の増産に必要な作業道の整備やきのこ原木に造材する場合にかかる選別等経費を支援。 このことにより、特用林産の振興が図られ、きのこの生産過程において、木材や林間等山村地域資源を活用することを通じて、施業集約化等の推進により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	新25-0036
(82) きのこ等生産資材導入円滑化事業 (平成25年度) (関連:25-19) (関連:25-13)	—	—	10	森林組合、農事組合法人、林業者の組織する団体等に対し、きのこの生産資材にかかる放射性物質による被災前の導入費と被災後の導入費の差額を支援。 このことにより、特用林産の振興が図られ、きのこの生産過程において、木材や林間等山村地域資源を活用することを通じて、施業集約化等の推進により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	新25-0037
(83) 森林・林業再生基盤づくり交付金 (ハード・ソフト) (平成25年度) (関連:25-12、13、14)	—	—	1,612	地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、高性能林業機械や木造公共建築物の整備等に必要な経費について、都道府県等に対して支援。 このことにより、森林・林業基本法に掲げる基本理念である、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保を図ることで、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用、山地災害等の防止、森林病害虫等の被害の防止、国民参加の森林(もり)づくりと森林の多様な利用の推進、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	新25-0038
(84) 木質バイオマス産業化促進事業 (平成25年度) (関連:25-14)	—	—	559	木質バイオマスの産業化を促進するため、木質バイオマスの利用拡大に向けた支援体制の構築や新たな木質バイオマスの加工・利用システムの技術開発等に対して支援。 本支援措置により、木質バイオマス利活用の取組を促進することにより、木質バイオマス利用量の拡大により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	新25-0039
(85) 水産業振興技術開発事業 (平成16年度) (関連:25-16)	45 (44)	30	—	水産資源の合理的利用や未利用水産物のバイオマス資源を有効活用するための技術開発を実施することにより、わが国の漁業の生産構造の脆弱化に対応し、国際競争力のある経営体を育成・確保するとともに、活力ある漁業就業構造の確立が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。	0264
(86) 漁船等環境保全・安全推進技術開発事業 (平成23年度) (関連:25-16)	312 (309)	164	127	水産業の省エネルギー・省コスト化に資する革新的な技術の実証試験、二酸化炭素排出量の大幅削減に資する省エネルギー効果の高い電動漁船の開発及び転覆事故防止のための安全性向上手法の開発等の支援を実施。 水産業の省エネ・省コスト化及びエネルギー源の転換によって、環境負荷の低減及び経営体质の改善が見込まれ、また、安全性向上等により漁業の厳しい労働条件が改善されることにより、意欲的な担い手の育成・確保等に寄与する。	0278
(87) 地球温暖化対策推進費 (平成20年度) (関連:25-15)	82 (77)	63	52	藻場・干潟等の炭素吸収機能の評価等を行うとともに、高水温耐性等を有する養殖品種の開発を行うことにより、地球温暖化の進行防止及び地球温暖化による水産業への影響の回避・低減に寄与する。	0246
(88) 持続的漁業確保対策事業 (平成20年度) (関連:25-15)	20 (20)	17	83	ワシントン条約、生物多様性条約といった環境関連国際会議において生物多様性保全の議論が活発化していることを受け、これらの議論が漁業活動の制限及び水産資源の持続的利用の阻害などに繋がらないよう、国際議論への適切な対応、漁場環境における生物多様性保全に配慮した漁業を推進するための調査・研究開発などを行うことにより、水産資源の適切な国際的管理と持続可能な利用の確保に寄与する。	0247

(89) 漁場環境・生物多様性技術開発関連事業 (平成21年度) (関連:25-15)	565 (536)	478	416	有性生殖による種苗生産技術、移植・保全・モニタリング等、一連のサンゴ増殖技術を確立し、各地域への普及を図ることにより、多様な水産動植物の生息場となるサンゴ礁の保全・再生が図られる。また、水産生物の生活史に対応した広域的に連携する漁場環境形成手法の検討や各生活史段階に応じた漁場機能を強化する技術の開発・実証・普及を行うことにより、漁場の連続性を確保した漁場環境の形成が促進される。 また、製作が簡易でかつ木材の利用率が高い増殖礁の技術開発、実証試験、普及活動に対する支援を行い、水産生物の良好な生息環境空間を創出することにより、水産資源の生産力を底上げし、水産資源の維持・増大に寄与する。	0248
(90) 赤潮・貧酸素水塊対策事業 (平成20年度) (関連:25-15)	147 (146)	140	238	赤潮・貧酸素水塊の発生監視をするモニタリング調査や赤潮・貧酸素水塊の発生・増殖機構等の解明及び漁業現場で役立つ同定・防除手法の研究開発を実施することにより、赤潮・貧酸素水塊による漁業被害を軽減・防止することが可能となり、海洋域における生物多様性の保全及び国内の水産業(特に養殖業)の生産量の回復・確保に寄与する。	0244
(91) 漁場環境・生物多様性評価手法関連事業 (平成20年度) (関連:25-15)	146 (140)	116	21	沿岸域、中でも藻場・干潟は、多種多様な生物の産卵・生育の場であるとともに、有機物の分解等の物質循環を担う場であり、漁業にとっても非常に重要な場である。このような藻場・干潟の漁場環境や生物多様性を維持・向上させるため、現場で活用できる簡易な生物多様性評価手法を開発することにより、水産資源の回復、生物多様性保全に寄与する。	0250
(92) 水産多面的機能発揮対策 (平成25年度) (関連:25-17)	—	—	3,500	水産業・漁村の持つ多面的機能の効果的・効率的な発揮により水産業の再生・漁村の活性化を図るため、漁業者等が行う多面的機能の発揮に資する活動に対して支援を行う。 水産業・漁村の持つ多面的機能の発揮により、漁場再生による新たな水産物の提供や生物多様性保全に寄与する。	新25-0047
(93) 水産基盤整備事業(補助) (平成13年度) (関連:25-17)	28,406 (27,447)	47,916	27,595	漁場造成や水域環境の保全、高度な衛生管理対策に資する漁港整備等を実施。 水産生物にとって産卵や稚魚の成育の場であり、生物多様性にとっても重要な役割を果たす藻場・干潟の保全・創造によって、生物多様性に寄与する。	0284
(94) 内水面漁業振興対策事業 (平成15年度) (関連:25-15)	304 (293)	210	352	河川・湖沼においては、都市化に伴う漁場環境の悪化による漁獲量の減少、渓流魚の著しい減少による遺伝的多様性的低下、疾病の発生やカワウ・外来魚による被害の増加による淡水魚の漁獲の減少、ウナギの養殖用種苗となる天然ウナギの稚魚の減少といった問題に直面しており、これを解決するための技術開発や漁業関係者の取組を促進することで、在来魚漁獲量やウナギ生産量を維持・回復し、主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保、生物多様性保全に寄与する。	0239
(95) 再編整備等推進支援事業 (平成21年度) (関連:25-15,16)	156 (156)	125	100	資源管理計画等に基づく漁獲努力量削減の取組が確実に行われるよう、減船等に対する支援を実施。 本事業を実施することにより、漁業経営等への影響を緩和しつつ、我が国周辺水域における生物多様性の保全を含む水産資源の管理及び回復並びに漁業生産構造の再編整備の円滑な推進に寄与する。	0249
(96) 漁業資源調査に要する経費 (平成18年度) (関連:25-15)	2,540 (2,442)	2,514	2,333	我が国周辺水域の主要魚種及び公海等で漁獲される国際漁業資源について、調査・解析等を実施し、適切な資源管理に必要な科学的知見を国や地域漁業管理機関等に提供する。 このことにより、科学的根拠に基づく適切な資源管理が可能となり資源の維持・増大が図られ、資源評価対象魚種のうち資源水準が高位又は中位にある魚種の比率維持・増大につながり、水産物の安定供給に寄与する。 (国際資源評価等推進事業) 各種国際漁業資源について資源状況及び動向要因を把握し、資源評価を行うことで、国際機関等における交渉で、科学的知見をもって議論を主導できるようになり、適切な資源管理体制の確立及びそれに伴う生物多様性の保全に寄与する。	0241
(97) 有害生物漁業被害防止総合対策事業 (平成19年度) (関連:25-15)	722 (722)	578	504	大型クラゲ等の有害生物について、日本近海の出現状況調査、情報提供、改良漁具の導入促進、駆除、陸上処理、日中韓による大型クラゲ国際共同調査、トドの効果的な追い払い方法の実証試験、出現実態や生態の把握等を総合的に支援する。これにより、漁業被害が防止され、水産資源の回復、生物多様性保全に寄与する。	0242
(98) 国際漁業協力推進事業 (平成24年度) (関連:25-4)	—	688	620	入漁等我が国との漁業関係がある開発途上国を対象とした漁業技術・資源管理等に関する研修及び水産振興・資源管理を図るために専門家の派遣や資機材の供与など、資源管理の取組への支援等を通じ、国際的な水産資源管理の取組の推進と我が国漁船の海外漁場における操業の確保を図ることにより、世界の食料安全保障に貢献するとともに、我が国の総合的な食料安全保障の確立や生物多様性保全に寄与する。	0078
(99) 漁港のエコ化推進事業 (平成24年度) (関連:25-17)	—	48	50	エネルギーコストの削減にも配慮しつつ漁港における二酸化炭素の排出量を削減する「漁港のエコ化」を推進するため、漁港内の発電と電力消費の効果的な組み合わせの検討手法、再生可能エネルギー導入の採算性検討手法、発電施設の塩害・鳥害対策等について、既存施設を活用した調査・検討を行う。 本事業により「漁港のエコ化」の適切な推進方策が示されることにより、エネルギーコストの削減により漁労外事業収入の増加に寄与するとともに、地球温暖化対策に寄与する。	0295
(100) グリーン投資減税 (バイオマスエタノール製造設備) 〔所得税・法人税〕 (平成23年度)	1,569 (109)	523	214	青色申告書を提出する個人又は法人が、相当程度の効果(エネルギー起源CO ₂ 排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大)が見込まれる設備・機器を取得し、事業の用に供した場合、取得額の30%の特別償却又は取得価格の7%の税額控除(中小企業者等に限る。)が適用される。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、地球温暖化対策に寄与する。	—

(101) バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例[揮発油税・地方揮発油税:租税特別措置法第88条の7] (平成20年度)	19,454 (19,200)	18,803	23,200	揮発油特定加工業者又は揮発油生産業者が製造したバイオエタノール等揮発油を、その製造場から移出する場合には、バイオエタノール等揮発油の数量からその製造に使用されたバイオエタノール等に含まれるエタノールの数量に相当する分を控除し、その控除後の数量を当該製造場から移出したバイオエタノール等揮発油の数量とみなす。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、地球温暖化対策に寄与する。	—
(102) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づくバイオ燃料製造設備(エタノール、ディーゼル、ガス、木質ペレットの各製造設備)に係る固定資産税の課税標準の特例[固定資産税:地方税法附則第15条第27項] (平成20年度)	45 (30)	43	27	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づき、認定生産製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造設備を新設した場合、固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、地球温暖化対策に寄与する。	—
(103) 中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除[所得税・法人税:措法第10条の3、第42条の6、第68条の11] (平成10年度)	国税:<80> (51) 地方税: <26> (<16>)	国税:<83> (集計中) 地方税: <25> (集計中)	<→>	森林組合等が機械を購入した際に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除については資本等の金額が3千万円以下の中小企業者等に限る)が適用される。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	—
(104) 山林所得に係る森林計画特別控除[所得税:措法第30条の2] (昭和43年度)	国税:<44> 地方税 <90> (国税 <44>) (地方税 <90>)	国税:<46> 地方税 <95>	国税:<42> 地方税:<82>	森林經營計画(平成24年4月1日以降に有効な森林施業計画を含む。)に基づき山林を伐採又は譲渡した場合、収入金額の20%(3,000万円を超える部分の控除率は10%)又は収入金額の50%から必要経費を控除した残額のいずれか低い額を控除。 本特例措置により、森林計画に基づく伐採が促され、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用及び持続的な森林經營により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	—
(105) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例[所得税・法人税:措法第33条、第64条、第68条の70] (昭和26年度)	<→> (<→>)	<→> (<→>)	<→> (<→>)	収用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(措法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で課税の繰り延べ特例措置。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	—
(106) 交換処分等に伴い資産を取得した場合の特例[所得税・法人税:措法第33条の2] (昭和26年度)	<→> (<→>)	<→> (<→>)	<→> (<→>)	交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。 本特例措置により、国産材の供給・利用量の拡大により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	—
(107) 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除[所得税・法人税:措法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和26年度)	<→> (<→>)	<→> (<→>)	<→> (<→>)	収用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、補償金等の額から5,000万円を特別控除。 本特例措置により、必要な収用等が円滑に進むことにより、適切な森林施業が行われ、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	—
(108) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除[所得税・法人税:措法第34条、第65条の3、第68条の74] (昭和50年度)	<→> (<→>)	<→> (<→>)	<→> (<→>)	租税特別措置法第34条、第65条の3及び第68条の74の規定に基づき、保安施設事業のために保安林等に係る土地を譲渡した際、譲渡所得の特別控除がなされた。 本措置により、適切に保安施設が維持され、山地災害等の防止により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	—
(109) 中小企業等の貸倒引当金の特例[法人税:措法第57条の10、第68条の59] (昭和41年度)	国税:<24> (58) 地方税: <9> (<17>)	国税:<39> (集計中) 地方税: <12> (集計中)	<→>	森林組合等が貸倒引当金を計上した際に、繰越限度額を法定繰入額の12%増しとすることができます特例措置。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	—

取用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例 (110) [所得税:措法第64条の2、第68条の71] (昭和26年度)	〈→〉 (←)	〈→〉 (←)	〈→〉 (←)	取用等があつた事業年度では代替資産の取得がなく、翌期以降指定期間に補償金等をもつて代替資産の取得をする見込みであるときは、その譲渡益の範囲内で特別勘定として繰り越すことができる。 本特例措置により、国産材の供給・利用量の拡大により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	—
特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例 [相続税:措法第69条の5] (平成14年度)	〈→〉 (←)	〈→〉 (←)	〈→〉 (←)	相続又は遺贈により取得した森林経営(施業)計画対象山林について、相続人が引き続き同計画に基づき施業を行う場合、相続税の課税価格に算入すべき価額は当該森林経営(施業)計画対象山林の価額に100分の95を乗じた金額とする特例措置。 本特例措置により相続時の税負担が軽減され、適切な森林施業が継続され、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	—
計画伐採に係る相続税の延納等の特例 [相続税:措法第70条の8の2] (昭和42年度)	〈→〉 (←)	〈→〉 (←)	〈→〉 (←)	森林経営(施業)計画の認定を受けた森林所有者から、山林を一括して相続等により取得し、引き続き同計画の認定を継続的に受けた場合、森林経営(施業)計画に基づく伐採時期及び材積を基礎として、立木に係る相続税を分納できる特例措置。 本特例措置により、森林の相続時において計画的かつ適切な森林施業が継続され、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営により、地球温暖化対策の推進に寄与する。	—
特別緑地保全地区等内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例 [相続税:措法第70条の9] (昭和62年度)	〈→〉 (←)	〈→〉 (←)	〈→〉 (←)	租税特別措置法第70条の9の規定に基づき、保安林の土地に係る相続税の延納に伴う利子税が軽減された。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	—
保安林の非課税 〔不動産取得税:地法73条の4〕 (昭和29年度)	〈→〉 (←)	〈→〉 (←)	〈→〉 (←)	地方税法第73条の4第3項の規定に基づき、保安林の土地を取得した場合における不動産取得税については非課税とされた。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	—
保安林の非課税 〔固定資産税:地法348条の2第7号〕 (昭和25年度)	〈→〉 (←)	〈→〉 (←)	〈→〉 (←)	地方税法第348条第2項第7号の規定に基づき、保安林に係る土地に対する固定資産税については非課税とされた。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止により、地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に寄与する。	—

(注1)「補正後予算額」欄及び「25年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

参考資料

1. 用語解説

注1 農林水産省生物多様性戦略	生物多様性の保全を重視した農林水産業を強力に推進していくための指針であり、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能な利用を推進していくため、概ね今後10年間を見通した上で課題や施策の方向性を明らかにするとともに、今後5年間程度における具体的な施策を示しています。
注2	
注3	